

南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業企画プロポーザル実施要領

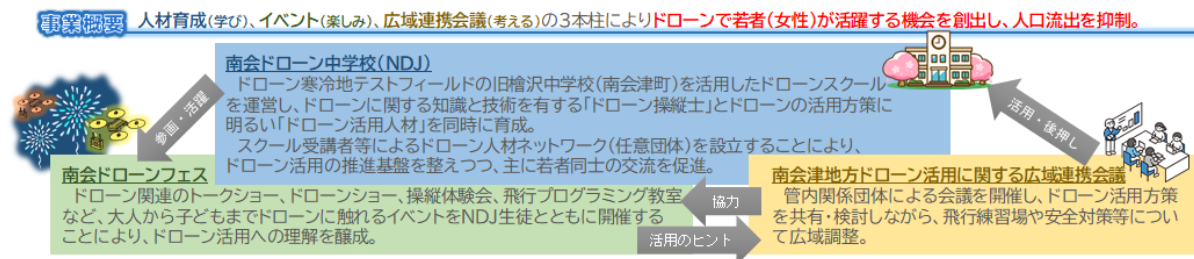
令和 7 年 4 月 1 5 日
福島県南会津地方振興局

福島県が実施する「南会ドローン中学校（なんかいどろんちゅうがっこう）」のうち、ドローン操縦コースの運営に係る委託契約候補者の選定に当たり、本実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき企画プロポーザルを実施する。

1 「南会ドローン中学校」の目的

ドローン寒冷地テストフィールドを活用したドローンスクールを運営し、若手ドローン人材を育成・ネットワーク化するとともに、地域内のドローン活用を促進することにより、生産性向上や新たな事業展開を図り、若手（女性）の流出を抑制する。

2 「南会ドローン中学校」の全体像



「南会ドローン中学校」は、**1**の目的達成に向け、次の3つの小事業を実施する。

(1) 南会ドローン中学校（人材育成・交流） ⇒ 一部委託（今回のプロポーザル対象）

（1）南会ドローン中学校は、事業全体のメインとなることから、大事業名「南会ドローン中学校」と同じ名称を用いているが、以降、特に（1）南会ドローン中学校における人材育成を「NDJ」（えぬでいーじえー、Nankai Drone Junior high）と称する。

ア ドローン活用コース（直営のため今回のプロポーザルの対象外）

目的 ドローンに関する基本的な知識やドローンの活用事例に関する知識を有する人材（ドローン活用人材）を育成する。

対象 特に限定しないものの、民間事業者、自治体職員、警察・消防署員、消防団員等を想定している。

定員 対面（会場に集合して受講） 30名
動画（対面での実施日から一定期間内に動画を視聴） 無制限

受講料 無料

会場 対面 旧檜沢中学校（南会津町福米沢字大田1340-1）
動画 受講登録者に視聴URLをメールで案内

内容 以下の内容を予定している。（調整中）

- ・ドローンの飛行ルール、機体の基礎
- ・各分野におけるドローンの活用事例
- ・操作体験（対面のみ） 等

イ ドローン操縦コース（今回のプロポーザル対象）

- 目 的 機体、飛行ルール等の基礎知識に加え、ドローンの点検、操作方法等を習得し、ドローンを安全に飛行させることができる人材（ドローン人材）を育成する。
- 対 象 特に限定しないものの、民間事業者、自治体職員、警察・消防署員、消防団員等を想定している。
- 定 員 対面（会場に集合して受講） 20名
- 受講料 10,000円
- 会 場 対面 旧檜沢中学校（南会津町福米沢字大田1340-1）
- 内 容 仕様書（案）を基本とし、委託契約候補者との調整を経て決定。

【参考】受講コースの選択について

NDJの受講申込み時にコースを選択する予定である。

ただし、本事業で育成するドローン人材は、単にドローンを操縦するにとどまらず、地域における新たな活用方策を提案することができるよう、「イ ドローン操縦コース」の受講者は、「ア ドローン活用コース」の受講（動画受講可）を必須とする予定である。

（２）南会ドローンフェス（仮称）（イベント） ⇒ 一部委託（今回のプロポーザル対象外）

（３）南会津地方ドローン活用に関する広域連携会議（会議） ⇒ 直営

3 委託業務の概要

（１）業務の名称

南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業

（２）業務の内容

別紙「南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業仕様書（案）」のとおり。

（３）契約期間

委託契約締結の日から令和8年2月27日（金）まで

（４）委託料の上限

3,300,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

4 公募方法とスケジュール

（１）福島県南会津地方振興局（以下、「振興局」という。）のホームページにより公募する。

（２）スケジュール

日時	内容
4月15日（火）	公募開始
4月17日（木） 正午	質問書の提出期限
4月18日（金）	質問書への回答
4月21日（月） 正午	企画プロポーザル参加表明書提出期限
4月24日（木） 正午	企画提案書提出期限
5月1日（木）（予定）	審査会（書面審査）

5 プロポーザルに係る事項

(1) プロポーザル参加の要件

次に掲げる条件を全て満たす者とする。

なお、複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の参加者資格についても同様に扱う。

ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ 募集要領を公示した日から契約締結日までの期間において、本県及び国の機関等における入札参加資格制限措置要綱の規定に基づく入札参加制限中の者でないこと。

ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は民事再生法（平成1年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをした者若しくはなされた者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）に該当しないほか、次に掲げる者でないこと。

(ア) 役員等（提出者が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）。

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者。

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者。

(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者。

(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

オ 県税を滞納している者でないこと。

カ 消費税または地方消費税を滞納している者でないこと。

キ 本公告に示した業務に技術上類似する業務を実施した実績があり、かつ、業務を確実に履行できる者であること。

ク 航空法（昭和27年法律第231号）第132条の69に基づき、無人航空機講習を行う者として国土交通大臣の登録を受けていること。（いわゆる「登録講習機関」であること。）

(2) 実施要領等の入手方法

実施要領及び様式等については、振興局のホームページからダウンロードすること。
なお、振興局の窓口又は郵送等での配布は行わない。

6 質問の受付

質問については、以下により受け付ける。

(1) 提出期限

令和7年4月17日（木）正午まで（必着）

(2) 提出方法

「質問書（第1号様式）」により、振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。
なお、件名は「【質問】南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業」とし、電子メール又はFAXの送信後、電話で連絡すること（電話による質問の受付は行わない）。

(3) 質問に対する回答

競争上の地位その他正当な利害を害するおそれのあるものを除き、振興局のホームページに令和7年4月18日（金）に掲載する（個別の回答は行わない）。

7 企画プロポーザル参加表明書の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）」を提出すること。なお、表明書の提出がない者の企画提案は受け付けないので、注意すること。

(1) 提出期限

令和7年4月21日（月）正午まで（必着）

(2) 提出方法

参加表明書により、振興局あてに電子メール又はFAXで提出すること。
なお、件名は「【企画プロポーザル参加表明書】南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業」とし、電子メール又はFAXの送信後、必ず電話で連絡すること。

(3) 参加辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、令和7年4月30日（水）までに「辞退届（任意様式）」を提出すること。

8 企画提案書等の提出

企画プロポーザルに参加する意思のある者は、「7 企画プロポーザル参加表明書の提出」による手続を行った上で、企画提案書等を「12 問い合わせ先及び各種書類の提出先」まで提出すること。

(1) 提出期限

令和7年4月24日（木）正午まで（必着）

(2) 提出方法

郵送又は持参により提出すること。なお、持参による提出の受付時間は、祝日を除く月曜日から月曜日から金曜日までの9時から17時まで、提出期限である4月24日（木）に限り正午までとする。

(3) 提出書類（アからクまでを一式とし、正本一式及び副本3式（計4式）を提出）

ア 南会ドローン中学校ドローン操縦コース運営事業企画プロポーザル参加表明書（第2号様式）

イ 企画提案書及び業務工程表（任意様式。ただし、日本工業規格A4版で10ページまでとする。）

ウ 事業経費積算内訳書（任意様式。ただし、日本工業規格A4版とする。）

※ 受講料収入は除いて積算すること。

エ その他企画提案を説明するのに必要な書類（任意様式。ただし、日本工業規格A4版で5ページまでとする。）

オ 会社概要（第3号様式）

カ 業務実施体制書（第4号様式）

キ 定款等の写し

※ 法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するものを提出すること。

ク 法人登記簿の写し（企画提案書受付日の3ヶ月以内のもの）

※ 法人格を有しない場合は、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類

9 企画提案書等の作成に関する留意事項

(1) 教材について

ア 「無人航空機の飛行の安全に関する教則」（国土交通省）の内容を初学者でも分かりやすく理解することができる教材のイメージを把握できるよう、テキストの内容の一部を企画提案書に掲載すること。

イ 実技等で使用する可能性がある機体名、メーカー名及び数量を記載すること。

(2) 講習内容について

ア 講習1回当たりの時間割（案）を記載すること。

イ 時間割に記載したそれぞれの講習内容について、概要を記載すること。

ウ 講習時の安全対策について記載すること。

(3) 講習日程イメージについて

ア 20名を何グループに分け、何回実施するのかを明らかにすること。

イ グループごとの講習日程イメージを可能な限り具体的に記載すること。実施日程に関する条件（例2）の提示でも可とする。

なお、講習日程については、受託者との協議及び受講申込状況等により、契約後に決定する点に注意すること。

（例1） 20名を4人ずつ、A～Eグループに分ける。

Aグループ 6月第1週 月、水、金 9:00～16:00（休憩1時間）

Bグループ 6月第2週 火、水、木 //

Cグループ 6月第3週 土、日 //

6月第4週 日 //

Dグループ 7月第1週 金、土、日 //

Eグループ 7月第2週 月、火、水 //

（例2） 20名を5人ずつ、A～Dグループに分ける。

全グループ平日の連続する3日の講習とする。

(4) 無人航空機操縦士技能証明の取得に向けた講習実施への発展可能性について

ア 本業務における講習修了者のうち、1等又は2等無人航空機操縦士技能証明の取得を希望する者がいた場合、本業務とは別に提案できる講習コース等がある場合は、内容、講習場所及び受講者1名当たりの受講料等（入学料などの全ての費用）を記載すること。

イ アに該当する講習コースがある場合において、講習場所を旧檜沢中学校（南会津町福米沢字大田1340-1）とすることができる場合は、その旨明記すること。

ウ このほか、本業務の実施中又は実施後において、NDJが無人航空機操縦士技能証明に対応することとなった際に提案できるアイデアがあれば記載すること。

10 企画提案書等の提出に関する留意事項

(1) 失格又は無効

ア 提出期限を過ぎて提出された企画提案は、無効とする。

イ 提出書類に虚偽の内容の記載がされていた場合は、失格とする。

ウ 提出書類に不備があった場合は、無効とする場合がある。

エ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合は、失格とする。

オ 参加表明書の提出期限から当該業務の契約締結日までの期限内に、提案者（役員）が刑法に定める容疑により逮捕又は起訴された場合は、失格とする。

カ 3（4）に示す委託料の上限額を超える提案があった場合は、無効とする。

キ 本実施要領に違反すると認められた場合は、失格とする。

ク その他、福島県が予め指示した事項に違反した場合は、失格とする。

(2) 複数企画の禁止

プロポーザル参加者は、複数の企画提案書の提出を行うことはできない。

(3) 費用負担

プロポーザルに要する経費等は、参加者の負担とする。

(4) その他

ア 参加者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領の記載内容を承諾したものとみなす。

イ 提案実現可能性等を検討するため、必要に応じて提案者に対し追加資料の提出を求めることがある。

ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。

エ 提出された企画提案書等は、福島県情報公開条例（平成12年条例第5号）に基づく情報公開請求の対象となる。

11 プロポーザルの審査に関する事項

(1) 企画提案の審査（書面審査）

契約候補者は、審査会（書面審査）において、企画提案の内容を下記「(2) 審査基準等」及び「(3) 契約候補者の選定」に基づき選定する。

(2) 審査基準等

項 目	評価の視点	配点
業務遂行能力・ 業務理解	業務を遂行するための体制が十分に整っているか。	25
	業務を円滑・適切に実施できるスケジュールであるか。	
	本事業の目的や業務内容を理解しているか。	
カリキュラム	受講者が「無人航空機の飛行の安全に関する教則」（国土交通省）の内容を分かりやすく学ぶことができる内容であるか。	50
	受講者が安全かつ円滑なスクエア飛行及び円周飛行を習得することができる内容であるか。	
	無人航空機操縦士技能証明への発展可能性があるか。	
	発注者が別に行う「受講者の交流、ネットワーク化」に向けた配慮がなされているか。	
	講習時の安全対策は十分であるか。	
費用	事業経費の積算は適切であるか。	25
合計 100点満点		

(3) 契約候補者の選定

- ア 各審査委員の合計得点により企画提案者ごとの順位を決定し、最も順位が高かった者を契約候補者とする。
- イ 各審査委員の審査において、上記「(2) 審査基準等」のうち1項目でも0点がある場合は、契約候補者として選定しない。また、全審査委員の合計得点の平均が50点以上であることを契約候補者の条件とする。

(4) 結果の通知

審査の結果は、プロポーザル参加者全員に通知するとともに、契約候補者名及び全てのプロポーザル参加者の「順位及び合計得点」を振興局ホームページで（契約候補者以外は、参加者名を伏せて）公表する。なお、審査結果に関する問い合わせ等には応じない。

(5) 契約の締結等

- ア 仕様書の協議
選定した契約候補者と委託者が協議し、委託契約に係る仕様書を確定した上で契約を締結する。なお、仕様書の内容は契約候補者が提案した内容を基本とするが、協議の結果、提案内容と異なる内容となる可能性がある。
- イ 契約金額の確定
契約金額は協議結果により作成した仕様書に基づき、改めて見積書を徴取し決定する。
- ウ 契約保証金について
契約候補者は契約保証金として、契約額の100分の5以上の額を、契約締結額前に納付しなければならない。ただし、福島県財務規則第229条第1項の規定に該当する場合はこの限りではない。
- エ その他
契約候補者と発注者との間で行う協議が整わない場合、又は契約候補者が契約を辞退した場合は、審査結果における順位が次点であった応募者を契約候補者とする。

12 問合せ先及び各種書類の提出先

〒967-0004 福島県南会津郡南会津町田島字根小屋甲 4277-1

福島県南会津地方振興局 県民環境部 渡部

電話：0241-62-2061

E-mail：minamiaizu.kenminkankyou@pref.fukushima.lg.jp